

よくあるご質問（組合未加盟の事業者向け）

R2. 6. 1 掲載

○休業しなくてはならないのか。

→美容業・理容業については、休業を要請している業種ではありませんので、感染防止対策に配慮していただいた上で、営業を継続することについては問題ありません。

○一人の事業者が複数の美容所を経営している場合、交付額はどうか。

→店舗毎ではなく、事業者（経営者）毎に、10万円の交付となります。（一人の経営者が3店舗を経営している場合でも、交付額は10万円となります。）

○4月25日（土）から休業していないと交付の対象にならないか。

→組合未加盟の事業者について、4月25日（土）から5月6日（水）まで休業した場合は交付対象となります。（組合加盟の事業者については、4月24日から休業した場合は交付対象）

ただし、4月25日（土）に限り、必要最小限の営業をした場合については交付対象とします。（必要最小限の営業：予約された方への休業の連絡ができなかった場合の対応、4月25日（土）以降の休業連絡等）

< 交付対象の方（未加盟事業者の場合） >

4月25日（土）	4月26日（日）	～	5月6日（水）
休業			
予約された方への休業の連絡ができなかった場合の対応や4月25日（土）以降の休業連絡にかかる対応	休業		

なお、県の休業協力金以外に理容業・美容業を対象とした交付金事業を実施する県内の市町村があります。愛知県と各市町村では交付対象、交付要件、交付額及び申請時期が異なる場合がありますので、ご注意ください。

○4月25日（土）以前から休業していても、対象になるか。

→以前から休業していても、新型コロナウイルスが理由による休業であれば、対象になります。

○営業時間の短縮や期間中に部分的に休業する場合は対象になるか。  
→交付対象になりません。また、全期間休業することが交付条件です。

○5月6日まで休業中の店舗が5月7日以降の予約の電話を受けた場合、対象となるか。  
→人との接触がないため、電話やインターネットで予約を受け付けることは構わない。

○複数の店舗を経営している場合、全ての店舗を休業しないと休業協力金はもらえないか。  
→そのとおり。

○開設届を提出した開設者が亡くなり、相続人が引き継いで事業を行っている場合、申請ができるか。  
→相続により事業継承したのであれば、保健所に承継届を提出したうえで、相続人による申請が可能です。その場合は、必要書類の他に承継届の写し等を添付してください。

○申請の方法を教えてください。  
→申請に必要な書類一式を、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課まで郵送してください。

申請書類の送付先

〒460-8501 <住所不要>

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

(愛知県新型コロナウイルス感染症対策) 理容業・美容業協力金担当 宛

○申請書類はどういったものが必要ですか。

→申請に必要な書類

- ① 愛知県新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金交付申請書（請求書）（様式第1号）
- ② 愛知県新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金の申請に関する誓約書（様式第2号）
- ③ 直近の確定申告書（写し）

個人事業主：所得税、

法人：法人税

※原則、税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるものとし、受付印がない場合は以下の申告書一式を提出してください。

◆個人：青色申告の場合「確定申告書B第一表・第二表、青色申告決書」

白色申告の場合「確定申告書B第一表・第二表、収支内訳書」

◆法人：「法人税申告書の別表（全て）、法人事業概況説明書」

※他県に本店がある法人については、愛知県内の主たる店舗の所在地がわかる書類を追加で添付してください。

（例）法人県民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書 等

※設立1期目で決算期や申告時期を迎えていない場合は、直近の経理帳簿等を添付するなど、措置時点での営業実態がわかる書類を添付してください。

（例）現金出納帳、売上帳簿 等（令和2年1月以降直近までのもの）

④ 本人確認書類（写し）

個人事業主：運転免許証（表・裏）、パスポート、保険証（表・裏）等

法人：定款又は登記簿謄本

⑤ 休業の告知、通知（写し）

（例）ホームページの画面、ポスター掲示写真やチラシ、本社等から事業所に対する通知等

⑥ 振込先口座番号がわかる通帳1ページの見開き又はキャッシュカード（写し）

⑦ **[該当事業者のみ]**

市町村が実施する理容業・美容業を対象とした休業協力金の交付申請書

※主たる店舗の所在地が下表の市町村の場合は、市町村が実施する休業協力金の交付申請書も県において一括受付しますので、市町村の申請書類に記入押印のうえ添付してください。

（主たる店舗：本店・支店がある場合は本店、ない場合は最初に開業届を提出した店舗等）

＜県において一括受付する市町村＞

名古屋市・尾張地方（尾張）	・犬山市 ・江南市 ・清須市 ・北名古屋市・大口町
尾張地方（海部）	・津島市 ・愛西市 ・弥富市 ・あま市 ・大治町 ・蟹江町 ・飛島村
尾張地方（知多）	・半田市 ・常滑市 ・東海市 ・知多市 ・南知多町 ・美浜町
三河地方（西三河）	・岡崎市 ・碧南市 ・刈谷市 ・豊田市 ・安城市 ・西尾市 ・知立市 ・みよし市・幸田町
三河地方（東三河）	・豊橋市 ・豊川市 ・新城市 ・田原町 ・設楽町 ・東栄町 ・豊根村

○理容業・美容業を対象とした交付金事業を行う市町村はどこか。

→県内のすべての市町村において実施されます。

上記の一括受付する市町村以外の市町村については、交付対象、交付要件、交付額及び申請時期が愛知県と異なる場合がありますので、ご注意ください。

○ネイルサロン、まつ毛エクステンション等の営業を同一事業所で実施している場合、

今回の理美容休業協力金と対策協力金双方の交付対象になるか。(併給されるか。)

→主たる営業がネイルサロン、まつげエクステンションである場合は、休業要請の対象施設であり対策協力金の交付対象ですが、県の理美容休業協力金の交付対象ではありません。

県の理美容休業協力金については、要請の無い理美容関係事業者が新型コロナウイルス感染症対策の為、自主的に休業することへの支援として交付されるものであり、休業要請を受けた事業主については交付されません。

○別の事業主が営業している店舗の一角を借り、理容業・美容業を営業している場合、休業協力金の交付対象となるか。

→休業協力金については、次の①～③全て満たしている場合に交付対象となります。

- ①自身が営業者としてその店舗（レンタルスペース等含む）の理容業・美容業の開設届を保健所に出している。
- ②開設届を出した店舗が休業している。
- ③個人事業主として確定申告している。

○店舗を開設していないフリーランスの理容師・美容師や訪問理容師・美容師は対象となるか。

→県の休業協力金の対象者は、保健所に理容所又は美容所の開設届を届け出している開設者（営業者）です。